

審查請求書

・

執行停止申立書

令和5年7月13日

国土交通大臣 齊藤鉄夫 殿

審査請求人・執行停止申立人代理人弁護士 中 島 俊 明
同 上 野 健 太



(審査請求人・執行停止申立人)

〒548-0072 大阪市天王子区生玉前町5-28
アンビション三和901

審査請求人・執行停止申立人

公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会
上記代表者代表理事 田 中 紀 子

〒[redacted] - [redacted] 大阪府 [redacted]

審査請求人・執行停止申立人 [redacted]

(審査請求人・執行停止申立人代理人)

〒604-0992 京都府京都市中京区寺町通夷川上る
藤木町24番地2 藤ビル4階
桜花法律事務所 (送達場所)

審査請求人・執行停止申立人代理人弁護士 中 島 俊 明
同 上 野 健 太

TEL 075 (223) 1002

FAX 075 (223) 1003

大阪 I R 整備計画の認可決定に対する審査請求及び執行停止申立事件

(審査請求に係る処分の内容)

国土交通大臣は、令和5年4月14日に特定複合観光施設区域整備法第9条第11項の規定に基づき、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」を認定した。

(原処分を受けた者)

〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目1番22号

原処分を受けた者 大阪府

上記代表者 吉 村 洋 文

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

原処分を受けた者 大阪市

上記代表者 横 山 英 幸

(審査請求に係る処分があったことを知った年月日)

令和5年4月14日

(処分庁の教示の有無及びその内容)

教示は無い。

審査請求の趣旨

- 1 国土交通大臣は、令和5年4月14日に特定複合観光施設区域整備法第9条第11項の規定に基づき行った、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定を取り消す。

との裁決を求める

執行停止申立の趣旨

- 1 国土交通大臣は、本審査請求に係る裁決がなされるまでの間、令和5年4月14日に特定複合観光施設区域整備法第9条第11項の規定に基づき行った、「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」の認定の執行停止を求める
との決定を求める。

審査請求及び執行停止申立の理由

第1 事案の概要

- 1 本件は、国土交通大臣が、令和4年4月27日に大阪府と大阪府による「大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画」（以下、「本件計画」という。）についての特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）（以下、「IR整備法」という。）の第9条第1項の規定に基づく申請に対し（甲1）、令和5年4月14日、審査の結果（甲2、甲3）同法第9条第11項の規定に基づいて認定した（以下、「原処分」という。）ことについて（甲4）、その内容が違法不当あることから、審査請求人・執行停止申立人らがその取消を求めて審査請求を行うとともに（行政不服審査法第2条）、原処分の執行停止を申し立てるものである（以下、審査請求と執行停止の申し立てを合わせて「本件審査請求等」と呼ぶことがある。行政不服審査法第25条第2項）。
- 2 その骨子は、日本において違法とされているオンラインカジノ事業者から得た収益が、大阪にIRを設置する、本件計画に利用されようとしていることの是非を問うものである。

第2 審査請求人及びその他関係者について

- 1 審査請求人・執行停止申立人公益社団法人ギャンブル依存症問題を考える会（以下、「審査請求人等考える会」という。）は、ギャンブル依存症についての啓発事業などを行う公益社団法人である（甲5）。審査請求人等考える会は、大阪に事務所を有しており、ギャンブル依存症問題やオンラインカジノ規制の啓発活動

に取り組む法人であって、原処分によってその活動を大きく妨害される法人である。

- 2 審査請求人・執行停止申立人 ■■■■■ (以下、「審査請求人等 ■■■■■」という。審査請求人等考える会とあわせて「審査請求人等ら」と呼ぶことがある。) は、大阪に住む一般女性であり、ギャンブル依存症問題やオンラインカジノ規制の啓発活動に取り組む者であって、原処分によってその生活と活動を大きく妨害される者である。
- 3 大阪府及び大阪市は、令和4年4月27日に本件についてIR整備法第9条第1項の規定に基づき申請を行い、原処分を受けた地方自治体である。
- 4 株式会社大阪IR (以下、「大阪IR社」という。) は、大阪府と大阪市からIR事業者に選定を受けて、大阪府と大阪市とともに本件計画を作成した株式会社であり(甲6)、大阪IRができた場合にはそのIRにおいてカジノ免許を受けてその設置と運営を行うことを予定している株式会社である(甲1)。
- 5 合同会社日本MGMリゾート (以下、「日本MGM」という。) は(甲7)、統合型リゾート開発機会の調査を目的とする合同会社であるが、大阪IR社の資本金の40パーセントの出資している合同会社である(甲2)。日本MGMは、本件で問題となるMGMリゾート・インターナショナル (以下、「MGMインターナショナル」という。) の完全子会社である(甲1・18頁)。日本MGMの代表社員はMGMジャパン・ホールドコ・エルピーであり、その職務執行者の1人であるエドワード・パウワーズ (以下、「エドワード」という。) は、大阪IR社の代表取

締役の一人である（甲6）。なお、日本MGMの資本金は1円である（甲7）。

- 6 オリックス株式会社（以下、「オリックス」という。）は、日本MGMともに大阪IR社の資本金の40パーセントを保有する株式会社である（甲8）。オリックスの執行役員の高橋豊典（以下、「高橋」という。）は、大阪IR社の代表取締役の1人である（甲6）。

第3 事実の経緯

- 1 Leo Vegas AB社による日本人向けのオンラインカジノの営業

スウェーデンのLeo Vegas AB社（以下、「Leo社」という。）は、平成30年10月頃にオンラインカジノ「ロイヤルパンダ」（以下、「ロイヤルパンダ」という。）日本語向けサービスを開始し（甲9、甲10）、また、令和元年9月にオンラインカジノ「レオベガス」（以下、「レオベガス」という。）の日本語向けのサービスを開始し（甲11）、令和2年8月末日まで日本人相手に対してオンラインカジノという賭博場を提供し莫大な収益を上げた事業者である（甲12乃至甲14）。

- 2 設置運営事業予定者の決定

本件計画におけるIR設置事業予定者については令和元年12月24日に公募がなされ、令和3年9月28日にMGMリゾートとオリックスが唯一の応募者であり、一応の審査はなされたものの、MGMインターナショナルとオリックスが設置運営事業予定者に決定した（甲15）。

3 大阪 I R 社の設立

大阪府と大阪市は、令和 3 年 1 2 月 2 3 日に本件計画の案を策定した（甲 1 6）。同日、大阪 I R 社が、日本 M G M とオリックスによって設立された（甲 6）。

4 本件計画の申請

大阪府と大阪市は、令和 4 年 4 月 2 7 日に、大阪 I R 社とともに作成した本件計画について国土交通大臣へ認定申請を行った（甲 1、甲 1 6）。

5 M G M インターナショナルによる L e o 社の株式の公開買い付け

令和 4 年 5 月 2 日、M G M インターナショナルは L e o 社の公開買い付けによる買収の意向を発表した（甲 1 7）。

6 岸田内閣総理大臣のオンラインカジノが違法であることの表明

岸田内閣総理大臣は、令和 4 年 6 月 1 日の衆議院予算委員会においてオンラインカジノについて「具体的な事案については個別に判断されるものではありませんが、一般論として申し上げて、オンラインカジノに係る賭博行為の一部が日本国内において行われた場合、刑法の賭博罪が成立することがある、このように承知しております。」、「実際、オンラインカジノに関わる事案で逮捕、立件されたケースがあるということを承知しています。こうした違法な行動が広がるということは許してはならない、このように認識をいたします。」、「御指摘のように、オンラインカジノ、これは違法であります。」、「オンラインカジノの入出金には様々な者が関与している可能性がある」と承知をしています。そして、委員御指摘の決済代行業者、これがどのような存在なの

か、その実態、必ずしも明らかにはなっていないと承知をしています。しかしながら、取引が犯罪による収益である疑いがある場合には、犯罪収益移転防止法に基づいて金融機関は政府に届けることとされており、政府当局は必要に応じこの情報を捜査に活用していると承知をしています。」、「一方、御指摘のオンラインカジノ、これは、委員おっしゃるような違法なものであり、関係省庁が連携をし、厳正な取締りを行わなければならないと思います。また、資金の流れの把握、実態把握、これをしっかり行うことは重要であると思います。あわせて、依存症対策についても考えていかなければならない、こうした重要な課題であると認識をいたします。」などとしてオンラインカジノが違法であることの認識を示し、厳正な取り締まりをしていく旨を述べた（甲18）

7 オンラインカジノの規制を求める要望書と報道

審査請求人等考える会を含む依存症問題対策ネットワークは、令和5年6月10日、政府に対して、下記の内容のオンラインカジノの規制を求める要望書を提出した（甲19）。

記

- ① 日本国内のインターネット端末を利用して行われるオンラインカジノを規制するために、日本国内にいる日本国民に対する国外犯に賭博場開帳等凶利罪（刑法第186条第2項）が適用されるよう法律の改正を求めるとともに、日本国内からオンラインカジノへアクセスを阻止する法整備を求めます。
- ② オンラインカジノによる弊害を抑止するために、日本国内においてインターネット端末を利用してオンラインカジノを行う行為は賭博罪に該当し、処罰の対象となる旨を周知するよう求めま

す。

- ③ オンラインカジノが公序良俗に違反する消費者取引であることから、消費者保護の観点から広く注意喚起するよう求めます。
- ④ オンラインカジノに利用される決済手段について、決済事業者に対する現行法での規制を徹底することを求めるとともに、その規制を強化するよう法律の改正を求めます。
- ⑤ オンラインカジノに対する広告を規制する呼びかけを政府として行うとともに、公序良俗に違反する取引に関する広告を規制する法律の整備を求めます。

この要望書に関連した記者会見の記事は拡散され、オンラインカジノの違法性は広く認識されるようになった（甲20）。

8 Leo社の日本からの撤退と新たなオンラインカジノ

レオベガスとロイヤルパンダは、令和4年8月26日にLeo社を含むLeo VEGASグループは、令和4年8月31日に日本マーケットから撤退する運びになったことをその顧客に告知した（甲9、甲21）。

また、レオベガスは、令和4年9月1日より、Dawg Entertainment B. V.（以下、「Dawg社」という。）が、「カジノレオ」という名前のオンラインカジノ（以下、「カジノレオ」という。）でその事業を引き継ぐことになったことを告知した（甲21）。

そして、レオベガスは、カジノレオのサイトではこれまでの決済サービスとゲームが利用できること、自動的にアカウントと残高の意向を行うため、お客側に手続は不要であることを伝えた。

また、レオベガスは、D a w g 社が L e o 社を含む L e o V E G A S グループではないことから、アカウントの移行を希望しないのであればレオベガスの同日までに大金をすることでアカウントの閉鎖ができる旨を伝えた（甲 2 1）。

9 M G M インターナショナルによる買収完了

L e o 社は、上場廃止を申請し、令和 4 年 9 月 8 日に上場廃止が承認された。M G M インターナショナルは、令和 4 年 9 月 1 4 日までに L e o 社の株式の 9 8 . 0 7 パーセントの株を取得した（甲 2 2）。これにより、M G M インターナショナルは、L e o 社を子会社にしてその財産等を取得することになった。

10 D a w g 社について

カジノレオを運営する D a w g 社については大きな情報は取得されていないが、キュラソー商工会議所のページによると令和 3 年 5 月に設立されたばかりの会社とのことである（甲 2 3、甲 2 4）。現在も日本人向けにオンラインカジノを提供し続けている。また、D a w g 社の住所は同じく日本人向けのオンラインカジノ「カジノシークレット」の運営会社であるしている N i l l o . B . V と同じ住所である（甲 2 5）。

11 オンラインカジノの違法性が大きく認知されるようになったこと

令和 4 年 1 0 月 2 4 日、警察庁と消費者庁が「オンラインカジノを利用した賭博は犯罪です！」との注意喚起を発表した。オンラインカジノの違法性は大きく認知されることになった（甲 2 6）。

12 原処分と本件審査請求等

その後、国土交通大臣は、令和 5 年 4 月 1 4 日に特定複合観光施

設区域整備法第9条第11項の規定に基づき原処分を行った。これを受けて、審査人等らは本件審査請求等を行った。

第4 原処分が違法不当であること

1 審査請求が認められる要件

行政不服審査請求法第45条第3項には「審査請求に係る処分が違法又は不当ではあるが、これを取り消し、又は撤廃することにより公の利益に著しい障害を生ずる場合において、審査請求人の受ける損害の程度、その損害の賠償又は防止の程度及び方法その他一切の事情を考慮した上、処分を取り消し、又は撤廃することが公共の福祉に適合しないと認めるときは、審査庁は、裁決で、当該審査請求を棄却することができる。この場合には、審査庁は、裁決の主文で、当該処分が違法又は不当であることを宣言しなければならない。」と定められている。

つまり、原処分が取り消されるべき要件は原処分が違法であること又は不当であることである。

2 オンラインカジノ事業者の収益は犯罪収益または違法収益に該当すること

- (1) 日本人が、日本においてオンラインカジノを行う行為は賭博罪あるいは常習賭博罪に該当する（刑法第185条、刑法第186条第1項）。
- (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下、「組織犯罪処罰法」という。）第2条第2項1号は犯罪収益のうちの一つを「財産上の不正な利益を得る目的で犯した次に掲げる罪の犯罪行為（日本国外でした行為であって、当該行

為が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。）により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産」としたうえで、常習賭博の罪に関する財産（別表第二第1号）がこれに該当するとした。オンラインカジノは、反復継続して行われるものであることからその利用者の多くが常習賭博罪に該当するものであり、そこから収益としてオンラインカジノ業者が収受した利益は犯罪収益に該当する。この点、犯罪収益等収受罪（組織犯罪処罰法11条）は、国外犯に適用されない（同法12条）。しかしながら、日本向けのオンラインカジノ業者が得た収益が犯罪収益に該当することには変わりはない。

- (3) また、民事の視点で見れば、オンラインカジノは競馬や競艇などといった公営競技などと異なり、法律上の正当事由のない私的賭博である。したがって、オンラインカジノに関する取引は公序良俗に違反して無効であり、賭金を購入させる契約も当然に公序良俗に違反して無効である（民法90条）。そして、オンラインカジノ事業者が、こうした私的賭博の取引を勧誘した行為は違法であり不法行為に該当する。これは海外のオンラインカジノ事業者であっても変わることはなく、海外のオンラインカジノ事業者に対して、利用者は不法行為に基づく損害賠償請求や不当利得返還請求をすることができる（法適用に関する通則法11条、17条）。
- (4) このようにオンラインカジノ業者が日本人から巻き上げたお金は犯罪収益または違法収益（以下、刑事と民事の観点を合わ

せて「犯罪収益等」と呼ぶことがある。) であることは明らかである。

3 MGMインターナショナルと日本MGMの関係について

大阪IRの資本金の40%を有する日本MGMは、資本金1円の会社であり、日本MGM自体に資金力があるわけではなく、MGMインターナショナルが資金面における実体を有している会社であり、あくまでも日本MGMはMGMインターナショナルの日本の窓口の意味でしかない。

4 MGMインターナショナルがLeo社を子会社化、日本から犯罪収益を自らに取り込んだことを意味していること

- (1) MGMインターナショナルは公開買い付けによってLeo社の96パーセントもの株式を取得したことによって、Leo社を子会社とした。このことは、MGMインターナショナルがLeo社の資産を取得したことを意味している。

しかし、このときにMGMインターナショナルが取得したLeo社の資産の中には、Leo社が3年間かけて日本から収奪したオンラインカジノによる犯罪収益等を取得したことになる。Leo社は、令和元年12月の営業利益は1267万ドル、令和2年12年時点の営業利益は2278万ドル及び令和3年12月時点の営業利益は2056万ドルとして概ね大きな伸びを見せており(甲14)、これは世界的に見てオンラインカジノ規制が弱い日本向けのオンラインカジノの事業の影響が大きいと考えられる。

- (2) この点、レオベガスやロイヤルパンダといったオンラインカジノ事業は、買収完了直前にDawg社の運営するカジノレオ

に引き継がれているようである（甲10、甲21）。しかしながら、Leo社がレオベガスやロイヤルパンダを事業として無償で譲渡したとすることは経済的に見ても明らかに不合理である。そうすると、Leo社は、相応の対価に基づいてこれらのオンラインカジノを事業譲渡したと考えるのが合理的である。それを前提とすると犯罪収益等を生み出してきた事業を換金した財産をMGMインターナショナルが手に入れたことになる。

5 MGMインターナショナルは本件計画に基づくIRの事業資金を出していくことになること

- (1) 本件計画によれば、日本MGM及びMGMインターナショナルによる資金調達は、「合同会社日本MGMリゾートによる出資金額の調達は、完全親会社であるMGMリゾート・インターナショナルが手元資金若しくは借入又はこれらの組み合わせにより行う。」、「MGMリゾート・インターナショナルは、潤沢な手元流動性（2021年9月末時点の手元流動性は約64億ドル※）を有するとともに、資金拠出が主に想定される2022年から2025年までの間においても十分なフリーキャッシュ・フローを創出できる事業計画を有しており、出資金額全額を手元資金により拠出可能。また、手元資金以外にも、必要に応じて借入等による資金調達が可能であり、手元資金又は借入いずれによる調達でも財務健全性への影響は限定的である。」としている。

つまり、本件計画によってMGMインターナショナルは、2120億円もの資金を調達することになるが、MGMインターナショナルが資金を出す以上、Leo社の買収によって得た犯

罪収益又等が直接・間接に大阪 I R の設置に利用される蓋然性がある。少なくともその可能性は否定できない状況にある。

- (2) そして、マネーロンダリングとは、犯罪によって手にいれた収益の出どころや持ち主をわからなくする行為のことである。MGM インターナショナルが L e o 社を買収することによって得た犯罪収益等が直接、間接に大阪 I R に利用されていくことは、まさにマネーロンダリングであると言わなければならない。

以上の事実を前提に下記に原処分取消を論じる。

6 国土交通大臣の基本方針に違反していること①－ I R 事業者の廉潔性確保としてのコンプライアンス確保

(1) 違法性

本件計画が認定されるには、国土交通大臣の定めた基本方針（以下、「基本方針」という。）に適合することが要件となる（ I R 整備法第 9 条第 1 1 項 1 号、同法第 5 条）。国土交通大臣の定めた基本方針中の「第 3 設置運営事業等及び設置運営事業者等に関する基本的な事項」には、「 I R 事業者の廉潔性確保」という方針があり、そこでは「 I R 事業者は、全般的なコンプライアンスの確保に取り組むことが必要である。」としている（甲 27・10 頁）。

そして、大阪 I R 社を 40% の資本金を出すことになる MGM インターナショナルは、上記のとおり L e o 社を通じて犯罪収益等を取得したものであり、コンプライアンスに違反する。したがって、基本方針に違反していることから、 I R 整備法第 9 条 1 1 項 1 号に違反し、原処分は違法であり、原処分は取り消

されるべきである。

(2) 不当性

仮に違法でなかったとしても、日本においてオンラインカジノが違法であると叫ばれている中で、オンラインカジノによる犯罪収益等を取り込むことがIR整備法の設置運営事業者として相応しい行動ではないことは明白である。したがって、原処分は不当であることから取り消されるべきである。

7 国土交通大臣の基本方針に違反していること①－IR事業者の廉潔性確保としてカジノ事業としての免許における違法不当があること

(1) IR整備法では、認定設置運営事業者がカジノ免許を受けることが計画の前提としており（甲27・10頁）、国土交通大臣の基本方針にもカジノ事業の免許の基準を徹底的に取り組むことが必要であるとされている。つまり、認定設置運営事業者においてカジノ免許に関する欠格事由があれば、その時点で本件計画は基本方針に反していることになる。

(2) IR整備法第41条第2項第4号では「申請者の主要株主等基準値以上の数の議決権等の保有者のうちに第六十条第二項各号に掲げる者のいずれかに該当する者があること。」をカジノの免許の欠格事由としている。

ここにいう、申請者の主要株主等の基準以上の数の議決権などの保有者とは、議決権の5%以上をもつ株主のことを指す（IR整備法第2条第12項1号）。本件では日本MGMとMGMインターナショナルがそれに該当する。

本件では、MGMインターナショナルは、Leo社の買収を

通じて、日本で違法とされていたオンラインカジノによる犯罪収益等を取得していたのであるから、組織犯罪処罰法 11 条に該当する。ただし、国外犯である可能性が高いため、同法 12 条により基本的には組織犯罪処罰法第 11 条及び同法 17 条で処罰することは困難にあたるかもしれない。

しかしながら、MGM インターナショナルがオンラインカジノの買収を通じて犯罪収益等を得ており、組織犯罪処罰法 11 条及び同法 17 条の構成要件を満たしている。日本国内であれば犯罪又は不法とされるべき行為を行う者が主要株主を構成している大阪 I R 社に対して、カジノの免許の与えることは、組織犯罪処罰法 11 条及び同法 17 条の趣旨を失わせることになり、裁量権の濫用と逸脱として違法といわなければならない。したがって、大阪 I R 社がカジノ事業者としての免許を受ける余地がない以上、基本方針に反していると言わざるをえず、原処分は違法により取り消されなければならない。

- (3) 仮に違法とまでは言わなかったとしても主要株主である MGM インターナショナルが組織犯罪処罰法 11 条及び同 17 条に該当する行為をしている以上、大阪 I R 社にカジノ免許を受けさせることは適当ではなく、本件計画が大阪 I R 社にカジノ免許を受けることを予定しているものからすると、原処分はやはり不当なものとして取り消されなければならない。

8 大阪 I R 社はギャンブル等依存症の排除を防止の観点から適切な対応をとることができないこと

- (1) I R 設置法第 9 条第 1 項 3 号ホは、「設置運営事業者等がカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行

うために必要な措置を講ずると認められるものであること。」を認定処分のための要件としている。この要件の中においてギャンブル依存症対策が適切に講じられることが内容となる（甲 2、甲 3）。

(2) オンラインカジノは、1回の賭け金が高く、24時間プレイできてしまうことなどからギャンブル依存症を加速度的に進行・悪化させる（甲 20）。

(3) 大阪 I R の主要株主である M G M インターナショナルは、L e o 社を買収したことにより日本人から得た犯罪収益等を取得した。

これは、大阪 I R に関与する重要な事業者が違法とされているオンラインカジノが日本人に向けて利益をあげることを認めているということの意味している。主要株主にそのような事業者がいる大阪 I R 社において、ギャンブル等依存症対策を説得力をもって進めることはできない。つまり、大阪 I R 社と M G M インターナショナルは、オンラインカジノ及びそれによるギャンブル依存症への罹患を正当化してしまったのである。このような大阪 I R 社に対して、ギャンブル依存症対策の観点から「カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な措置を講ずる」ことはできない。したがって、原処分は I R 設置法 I R 設置法第 9 条第 1 1 項 3 号ホに違反するため取り消されるべきである。

(4) 仮に I R 設置法第 9 条第 1 1 項 3 号ホに違反していなくても、大阪 I R 社がもはやカジノ事業者としてギャンブル依存症対策を推進する事業者として適切でなくなったことは明らかで

ある。したがって、原処分は不当であることから取り消されるべきである。

9 小括

以上より、原処分は違法または不当であることから原処分は取り消されるべきである。

第5 執行停止の申立ての理由

1 執行停止の要件

行政不服審査法25条第2項は、「処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁は、必要があると認める場合には、審査請求人の申立てにより又は職権で、処分の効力、処分の執行又は手続の続行の全部又は一部の停止その他の措置（以下「執行停止」という。）をとることができる。」としている。また、行政不服審査法第25条第4項は「前二項の規定による審査請求人の申立てがあった場合において、処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるために緊急の必要があると認めるときは、審査庁は、執行停止をしなければならない。ただし、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、この限りでない。」としている。

原処分の執行停止を求めるには、重大な損害を避けるために緊急の必要があることが要件となる。仮に、緊急性がなくても審査庁の裁量によって執行停止をすることもできる。

2 重大な損害を避けるため緊急の必要性

原処分が執行停止されないと、大阪府と大阪市と大阪IR社との間の実施協定（IR整備法第13条）、カジノ事業の免許（I

R整備法第39条)という形で手続が進むことになる。そして、本件では正に大阪IR社とそれを構成する主要株主を問題にしているのであり、このまま手続を進められてしまえば大坂IR社がこのまま実施協定、カジノ事業の免許を取得することになり、オンラインカジノによる犯罪収益等が大阪IRに利用されてしまう蓋然性が高く、オンラインカジノが違法であるということも、ギャンブル依存症対策も全てが水泡に帰することになる。

また、原処分が執行停止されなければ、オンラインカジノが違法であることを理由に規制を求める審査請求人等らの啓発活動も、日々阻害されていることになる。

したがって、原処分を執行停止するための重大な損害を避けるために緊急の必要があるといえる。

3 小括

以上より、審査請求人等らの執行停止の申立は認められるべきである。

第6 結論

よって、審査請求人は、審査請求の趣旨記載の採決及び執行停止申立の趣旨記載の決定が認められるべきであることから審査請求と執行停止の申立を行う。

以 上

証 拠 方 法

証拠説明書と共に提出する。

添 付 資 料

- | | | |
|---|-----------|-------|
| 1 | 甲号証の写し | 各 1 通 |
| 2 | 委任状 | 2 通 |
| 3 | 履歴事項全部証明書 | 1 通 |